

平成25年度第1回

音更町介護保険事業等運営協議会議案

日 時 平成25年5月23日(木) 午後7時
場 所 音更町保健センター 検診室

《 会 議 次 第 》

会議録署名委員の指名【会長の指名 2名】…………… p 1

議案第1号 地域密着型サービス実施事業者の公募について …………… p 2

その他

会議録署名委員の指名【会長の指名 2名】

•

•

議案第1号

平成25年度音更町地域密着型サービス実施事業者の公募について

1 公募の趣旨

音更町では、第5期音更町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（平成24年度から平成26年度までの3年間。以下「第5期計画」といいます。）に基づき、利用者が身近な地域でサービスが利用できるように地域密着型サービス基盤の整備をすすめます。

第5期計画に基づいた必要なサービス量を確保するとともに、事業者選定の公平かつ公正性を確保する観点から、町内で指定地域密着型サービス事業所の開設を計画している事業者を公募により選定します。

2 公募する地域密着型サービス事業の内容

サービスの種類	認知用対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
日常生活圏域	音更町（音更町は1圏域です。）
必要整備量等	1か所（2ユニット）18名 （第5期計画において、平成26年度からの給付費を見込んでいる1か所）

3 公募期間等

公募期間	平成25年7月1日（月）～平成25年7月31日（水） （土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）
受付時間	午前8時45分～午後5時30分 （正午～午後1時までを除きます。）
書類の提出方法	下記に持参又は送付 〒080-0104 音更町新通8丁目5番地 音更町保健福祉部地域包括支援センター高齢者福祉課高齢者福祉係

4 事業予定者の選定方法

提出を受けた応募書類は、募集要項（現在作成中）において定める音更町地域密着型サービス事業者選定基準（以下「選定基準」といいます。）により応募者ごとに採点を行い、音更町介護保険事業等運営協議会（以下「運営協議会」といいます。）の意見を聴取し、町長が事業予定者を決定します。ただし、審査の結果、該当事業予定者なしとする場合があります。

審査会による書類審査	音更町職員による審査会を設置し、選定基準の評価項目ごとに採点します。
運営協議会による選定	運営協議会は、審査会の採点結果及びプレゼンテーションの内容により、選定基準に従って事業予定者を順位を付して選定します。 この場合において、運営協議会の委員が応募した法人の役員等であるときは、当該委員は、事業予定者の選定に加わることができないこととします。
再公募	応募がない場合及び事業予定者が決定しなかった場合は、再度公募を行う場合があります。

5 公募から事業開始までのスケジュール

平成25年6月3日（月）	公募要項の公表（ホームページ） 公募要項配布開始
平成25年6月25日（火）	町広報紙に公募関連記事掲載
平成25年7月1日（月） ～平成25年7月31日（水）	応募受付期間
平成25年8月	審査会による書類審査
平成25年8月下旬	運営協議会によるプレゼンテーション・事業予定者の選定 事業予定者の決定 選定結果の通知及び公表
平成26年2月～3月	事業者から指定申請 事業所の指定（指定に当たっては、運営協議会の意見聴取）
平成25年3月	事業開始予定

6 選定結果

選定結果は、文書により、全応募者に通知します。

なお、選定された事業予定者について、町ホームページ等で公表します。

7 協議会に意見を求める理由

介護保険法第78条の2第6項（第115条の2第4項）により地域密着型介護サービス（介護予防地域密着型介護サービス）事業者の指定を行うときは、「介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映するために必要な措置を講じなければならない。」とあり、協議会の所掌を規定している音更町介護保険等の実施に関する条例第29条第2号「その他介護保険等の運営に関すること」に基づいて、協議会の意見を求めようとするものです。

8 今後の協議会の意見聴取について

平成25年8月下旬	町から事業者の採点結果等について説明を行い、事業予定者の選定を行うものです。
平成26年2月～3月	地域密着型介護サービス・介護予防地域密着型介護サービス事業者の指定について、町から事業者の事業内容等について説明を行い、指定の可否について意見を求めるものです。

<参考>

1 地域密着型サービスとは

高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするため、平成18年4月に地域密着型サービスが創設されました。

地域密着型サービスは、原則として、その市町村の被保険者のみが利用できるサービスで、市町村が指定・指導監督の権限をもっています。

2 地域密着型サービスの種類

サービス	内 容	町内施設
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じ、定期巡回と随時の対応による訪問介護・訪問看護 (重度者をはじめとした要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行います。)	
夜間対応型訪問介護	夜間の定期巡回や通報による訪問介護 (要介護者に対し、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、夜間に定期的な巡回又は随時の通報により、介護福祉士等の訪問介護員が居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話、緊急時の対応などを行い、夜間においても安心して生活を送ることができるように援助します。)	
認知症対応型通所介護 ※	認知症高齢者の特性に配慮したデイサービス (認知症の利用者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、特別養護老人ホーム等や老人デイサービスセンターに通ってもらい、入浴・排せつ・食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。)	利用定員12人 1ヶ所
小規模多機能型居宅介護 ※	サービス拠点でのデイサービス・短期間宿泊及び居宅への訪問介護 (登録された利用者を対象に、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせることでサービスを提供することで居宅における生活の継続を支援します。)	登録定員25人 2ヶ所
複合型サービス	小規模多機能型居宅介護 + 必要に応じ訪問看護 (医療ニーズの高い要介護者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供します。1つの事業所からサービスが組み合わされて提供されるため、サービス間の調整が行いやすく、柔軟なサービスの提供が可能となります。)	
認知症対応型共同生活介護 ※	認知症高齢者グループホームへの入居 (認知症の高齢者に対して、共同生活住宅で、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行い、能力に応じて自立した日常生活を営めるようにします。)	定員9人 1ヶ所 定員18人 5ヶ所
地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模の介護専用型特定施設への入居 (地域密着型特定施設(介護専用型特定施設のうち入居定員が29人以下のもの)に入居している要介護者に、日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話を行います。)	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模の特別養護老人ホームへの入所 (地域密着型介護老人福祉施設(定員が29人以下であって市町村の条例で定める人数(音更町は29人以下)である特別養護老人ホーム)に入所する要介護者に、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理と療養上の世話を行います。)	定員29人 1ヶ所

※介護予防も設定